

丸和商事(株)債権者説明会報告

2011/4/13

報告者 古屋 貴弘

日時 平成 23 年 4 月 13 日 11:00~12:10

場所 パレスホテル掛川

出席者

代表取締役 藤澤勝

取締役 高橋

申立代理人 藤田浩司弁護士 内海雅秀弁護士 城處琢也弁護士

小池良輔弁護士 鹿田順平弁護士 大水英智弁護士 (司会)

前田后穂弁護士 (司会)

監督委員 池田靖弁護士 他、監督委員補助者 2 名

1. 代表取締役の挨拶

冒頭謝罪ののち、資料に書かれた民事再生手続申立に至る経緯を口頭で説明
今年に入り、過払金返還請求が急増したことも触れた
スルガ銀行の支援のもと、再建を図る

2. 申立代理人藤田弁護士より経緯・本件手続の説明

丸和商事(株)と初めて会ったのは、今年 2 月末のこと

その際、とりうる選択肢については、3 つあった

①過払金の支払を先延ばしにして、従前のまま事業継続する方法

②金融機関のみと交渉する私的整理

③法的整理

①については、4 月以降の資金繰りの面で無理と判断

②については、過払金が重荷となっており、金融機関だけでは再建できないと判断

③以上より、法的整理でなければならなかった

さらに、法的整理についても検討

ア. 破産

東海地方での無担保融資に関しては、地元の需要があり、会社を清算する
よりも再建を目指した方がよいと判断

イ. 会社更生

事前に裁判所と協議を行った

手続きが終了すると、失権してしまう以上、その手続きは厳格になる

具体的には、通知が届かない債権者がいた場合、住所などを追跡したり新聞やCMなどの広告を何度もやるようになる

民事再生を選んだ理由

- ①民事再生には、自認制度があり、何度も通知しなくても手続きの公正が図れる
- ②決議要件からしても、会社更生では、頭数要件がなく、少額の債権者の保護が図れるのは、民事再生である

3. 今後のスケジュール（申立代理人藤田弁護士）

4/8 民事再生申立+保全処分命令

4/13 債権者説明会

（監督委員の調査報告書提出）

早ければ、4/14 に再生手続開始決定が出る見込み

- ・開始決定後、全債権者へ開始決定の通知と債権届出書（×取引履歴）を送付するべく、会社のデータを整備する（約2週間）
→印刷→発送→5月中旬ごろに債権者のところに予定

- ・届出期間は未定だが、到達するときから1か月ぐらいをとる

- ・財産評定

主な財産は営業貸付金になるが、現在引き直し計算中であり、金額不明

- ・再生計画案立案

本年夏頃に予定

議決権を行使できるのは、届出債権者のみ

スポンサーなどの協力で破産よりも配当面では有利になる見込み

4. 一般商取引債権・利息返還金債権の取扱いについて（申立代理人内海弁護士）

おおむね資料のとおり

届出をしなかった債権者への支払方法は、後日検討し、HP等で知らせる

引き直し計算の方法はFAQを参照

5. 監督委員池田弁護士から挨拶

監督委員の職務について説明

6. 質疑応答

・債権者代理人弁護士（回答はすべて藤田弁護士）

Q 申立原因（債務超過・支払不能のおそれ・事業継続支障のおそれ）は何か？

A 事業継続支障のおそれ、次に支払不能のおそれ。債務超過については、引き直し計算中のため、原因としていないが、おそらく債務超過となる

Q 武富士のように、通知に取引履歴は同封されるか？

A 同封する予定はない

Q 株式についてどう取り扱うのか？

A 本日 15:00 より株主の説明会があるが、現在どうするか未定
ただ、株主責任（株主の権利を失う）をとる形になるだろう

・債権者代理人弁護士（回答はすべて藤田弁護士）

Q SFCGのときのような高額な役員報酬の支払はあったか？

A 一切ないと認識している

Q 申立代理人と会った以降も制限超過利息を取り続けたが、その責任は？

A 貸金業法上に認められるものであり、ただちに違法とはいえない
ではなぜ引き直し計算をするのかという質問を受けるだろうが、結果的にみなし弁済の要件を満たさないことから引き直ししている

Q 未払いの公租公課や労働債権はあるか？

A 一切ない

・人材派遣会社の人（回答は先の質問は藤田弁護士、次の質問は内海弁護士）

Q 今後の雇用（従業員 117 名）のことを教えてほしい

A リストラは考えていない

これまでにかなり従業員を減らしてきたし、再建するのに現状の従業員必要

Q 一般商取引債権のことでしたが、詳細はうまく聞き取れず

A 個別事案ごとに考える

・清水銀行の人（回答は先の質問は藤田弁護士、次の質問は藤澤社長）

Q スポンサーについて

A スルガ銀行が支援表明をしているが、イコールスポンサーというわけではない
ただし、スポンサーになってほしいという希望はある
ファイナンシャル・アドバイザー（FA）の予定はない

Q 代表者の経営責任について

A 経営責任はあると思っている

具体的には、辞任の意向を伝えた。しかし、辞任すると、過去のいきさつが

わからなくなるため、再生手続が終わるまでは経営陣として残る

・債権者代理人弁護士（回答はすべて藤田弁護士）

Q 少額債権の取扱いはどうなるか？

A 今のところ未定

Q 引き直しの際の分断や和解済み案件をどうするのか？

A 分断については、・・・（FAQに書いている以上のことはなし）

和解済み案件は、債権者平等だが、監督委員の意見を聞きつつ、既に支払済みのものでない限り、和解したことによる不利益が生じないようにする

Q 代理人が就いている場合の書類の送付先はどうなるか？

A 弁護士の場合は、弁護士宛とする

司法書士の場合は、民事再生手続上の代理人にはなれないが、混乱を回避するためにも、司法書士宛とする

・債権者代理人司法書士（回答は藤田弁護士）

Q 先の和解済み案件の取扱いについては、訴訟上の和解も含まれるか？

A 含んでいる

・債権者代理人司法書士（回答は藤田弁護士）

Q 負債の内訳は？

A 資料に記載されているのは、平成22年3月末のもので古い
現在の状況は、これから判明する

平成22年3月末のときは、金融債権で300億円、
残り36億円が、一般商取引債権及び支払が確定している過払金

・債権者代理人弁護士（回答は藤田弁護士）

Q 分断となり個別計算されるケースで、先の取引が時効にかかる場合、時効援用するか

A 時効援用する

・債権者代理人弁護士（回答は藤田弁護士）

Q 時効援用するときの基準はどこに設けるのか？

A 開始決定時を基準とする

・債権者本人（回答はすべて藤田弁護士）

Q 400万円の過払いがあったが、和解で100万円となった。どうなる？

- A 先に述べたように、400万円として扱う
- Q 100万円の支払が4月末だったが、なぜ4/8に申立をしたのか？
- A 民事再生をとるしかないと判断した段階で早急に申立をした
申立については4/8時点で上層部の一部しか知らない
そのため、申立日の午前でも現場レベルでは和解交渉などしていた

・債権者本人（回答は藤田弁護士）

- Q 取引が古いため、すべての取引履歴が開示されていないが、この場合はどうなるのか？
- A 会社に残っているのは、H5.4.1以降の取引履歴であり、その時点で貸付残高がある場合は、冒頭0で計算する

終了後

藤田弁護士へ直接質問

- Q 譲渡担保や信託などはあるか？
- A ある
- Q それはどこの銀行か？
- A 言えない、ただ2社ある
- Q 仮に譲渡担保や信託された貸付債権が過払いだった場合はどうなる？
- A 丸和商事に戻るだろう